

家畜人工授精所開設者の皆様へ

家畜改良増殖法施行規則が 一部改正されました

令和2年10月1日付けで家畜改良増殖法施行規則等が一部改正されました。今回の改正での主な変更点は以下のとおりです。

家畜人工授精所に関わる変更が中心となっていますので、変更内容を確認し、適切な運営をよろしく申し上げます。

○家畜人工授精所開設許可証の記載事項の追加

従来の記載項目に加えて、「**管理番号**」等が追加されました。

既に開設済みの家畜人工授精所については、管理番号を通知する文書をお送りします。

○家畜人工授精所開設許可証の備え置き義務化

人工授精所内に常に開設許可証を備え置く必要があります。

なお、開設済みの家畜人工授精所の場合、上記の管理番号の通知文書も許可証と併せて備え置きが必要です。

○精液・受精卵保存容器への表示事項の新設

保存容器(ストロー等)への表示事項が以下のとおり明文化されました。

ストロー等への直接表示のほか、ラベル貼付による表示も可能です。

人工授精用精液	・精液を採取した雄の家畜の名前 ・精液の採取年月日
体内・体外受精卵	・ 受精卵を処理した人工授精所等の管理番号 ・ 受精卵を採取した雌・雄の名前 (牛の場合は個体識別番号でも可) ・受精卵の採取年月日

○申請書等様式類の一部変更

各種申請等の際は家畜保健衛生所にお問い合わせください。

家畜人工授精用精液や受精卵の 譲受・譲渡等の記録と保存を徹底しましょう

家畜改良増殖法の改正により、家畜人工授精用精液や受精卵を譲受け、譲渡し、廃棄または亡失したときは譲渡記録簿に記録し、10年間保存することが義務付けられました。譲渡等記録簿には、以下の事項について記載をお願いします。

譲渡記録簿の内容

精液の場合

- 譲渡、譲受け等した年月日
- 種畜の名称
- 精液採取年月日
- 家畜人工授精用精液証明書番号
- 譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無
- 譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所
- 譲渡、譲受等の内容

受精卵の場合

- 譲渡、譲受け等した年月日
- 家畜受精卵を生産した家畜人工授精所の管理番号
- 家畜体内受精卵証明書番号又は家畜体外受精卵証明書番号
- 譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無
- 譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所等の管理番号又は氏名（名称）・住所
- 譲渡、譲受等の内容

10月1日（施行日）時点の在庫本数を記載してください